

令和3年4月1日更新

福祉医療貸付部

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

## 無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

### 【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

| 融資条件（全施設共通）  |  |                                    |  |  |
|--|--|------------------------------------|--|--|
| 貸付対象   | 前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等<br>※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。  |                                    |  |  |
| 償還期間(据置期間)   | 15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。   |                                    |  |  |
| 病院・診療所   |  |                                    |  |  |
| 貸付利率   | ①病院  | ②診療所                               | コロナ対応を行う医療機関※1                             | 政策医療を担う医療機関※2                                      |
|  | 当初5年間の<br>無利子貸付の範囲   | (3割以上減収)<br>2億円<br>(3割未満減収)<br>1億円 | (3割以上減収)<br>5,000万円<br>(3割未満減収)<br>4,000万円 | ①・②の金額と<br>「前年同月又は前々年同<br>月からの減収額の2倍」<br>のいずれか高い金額 |
|  | 上記以外の部分 0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）   |                                    |  |  |
| 貸付金の限度額  | 次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額<br>[病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円<br>[診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円  |                                    |  |  |
| 無担保貸付  | [病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円<br>[診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円<br>コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額<br>政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額 |                                    |  |  |
| <small>※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置<br/>※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関</small> |  |                                    |  |  |

| 介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業 |  |                                  |
|---------------------------------------|--|----------------------------------|
|                                       | 介護老人保健施設、介護医療院   | 助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業           |
| 貸付利率                                  | 当初5年間の<br>無利子貸付の範囲                                     | 1億円 / 4,000万円                    |
|                                       | 上記以外の部分  | 0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分） |
| 貸付金の限度額                               | 次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額<br>1億円 / 4,000万円 |                                  |
| 無担保貸付                                 | 1億円 / 4,000万円  |                                  |

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

**既往貸付の取扱い** 当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら  
[https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)



**医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863**  
**※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403**

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～

## 無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。

### 【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

| 融資条件                                   |   |  |                          |
|--|---|--|--------------------------|
| 貸付対象<br>※ご不明な場合には<br>末尾連絡先<br>にご相談ください | 前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合 | 施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により、減収となった入所施設（地域密着型を除く） |                          |
| 償還期間<br>(据置期間)                         | 15年以内（5年以内）<br>※据置期間は元金の支払猶予期間です。                                   |  |                          |
| 貸付利率                                   | 当初<br>5年間   | 6,000万円まで無利子<br>6,000万円超の部分は0.2%                                   | 1億円まで無利子<br>1億円超の部分は0.2% |
|  | 6年目<br>以降   | 0.2%   | 0.2%                     |
| 貸付金の限度額                                | なし  |  | なし                       |
| 無担保貸付                                  | 6,000万円   |  | 1億円                      |

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

### 【既往貸付の取扱い】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら  
[https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)



福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862  
 ※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403



## 職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、  
労災保険給付の対象となります

## 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※  
に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
  - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、  
業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A  
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



## 労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

## 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

## 休業補償給付

- 療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。
- 給付日：休業4日目から
  - 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）  
\*原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

## 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

